

原子力機構の組織改正に係る保安規定変更認可申請について

日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）では、研究開発機関として、原子力科学技術を最大限利用し、脱炭素社会を実現するという新たな課題へチャレンジし、着実かつ効果的に成果を創出するため、令和6年度から組織を改正する計画である。本組織改正に伴い保安管理組織も見直されることから、保安規定を改正する。

1. 原子力機構の組織改正の概要

組織における責任所在の明確化と意思決定の迅速化等のため、組織体制を以下の通り見直す。

（1）安全・核セキュリティ管理体制の強化

- ・ 安全最優先の体制をさらに強化するため、「最高安全・核セキュリティ責任者」を設置し、機構全体の安全・核セキュリティを担うことを明確化する。

（2）拠点所長が執行責任を担う体制の構築

- ・ 理事を部門長とする部門制（研究開発部門）を廃止し、理事は経営としての監督責任を担う。所長はリソース（予算・人材）配分、体制整備その他拠点における全ての権限を有し、所長が各拠点事業の執行責任を担う体制とする。

（3）組織階層構造の削減

- ・ 現在部門を含めて5階層ある組織階層構造を削減し、責任の所在の明確化、意思決定の迅速化及び業務効率化を図る。

（4）事業戦略策定・組織横断的事業推進機能の設置と本部組織の再編

- ・ 3つの「領域」（領域長：理事）を設置し、領域長が各領域の事業戦略や新たなスキームを策定し、各拠点長と連携のもと拠点間の総合調整を行うことで組織横断的な研究開発事業を推進する。
- ・ 本部組織を再編し、渉外機能や人材戦略機能などの強化及び事務機能の連携を高め、各拠点等への支援体制を強化する。（2）による敦賀廃止措置実証部門の廃止と相

まって、敦賀廃止措置実証本部を敦賀事業本部に統合する。また、財務部と契約部を統合し「財務契約部」に改め、各拠点の調達業務を財務契約部に統合し、予算執行及び契約に関する管理機能を強化する。

2. 保安規定改正の概要

上記の組織改正に伴い、保安規定を改正する。改正の概要を以下に示す。

(1) 最高安全・核セキュリティ責任者の設置

新たに最高安全・核セキュリティ責任者を設置する。最高安全・核セキュリティ責任者は、機構の原子力施設の保安に係る業務の最高責任者として理事長を補佐する。

(2) 管理責任者の一元化

部門長（拠点担当理事）に担わせていた「保安活動の実施部門の長」としての管理責任者を、機構全体で一元化し、安全・核セキュリティ統括本部担当理事（安全・核セキュリティ統括本部長）に担わせる。

許可申請書との関係については、品質管理計画において、保安活動の実施部門の長を管理責任者とすると定めており、現行は、研究開発の部門長である拠点担当理事が管理責任者として、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを管理し、維持すること等を確実にする責任及び権限をもつ。改正後は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事が全ての拠点の管理責任者を担い、拠点の原子力施設の保安に係る業務を統理し、品質マネジメントシステム活動を管理する。

(3) 本部組織の見直し

保安に係る調達業務を行う契約部を財務契約部に改め、各拠点の調達業務を財務契約部の業務に統合する。

また、敦賀廃止措置実証部門の廃止に伴い、同部門内の敦賀廃止措置実証本部に設置されている保安管理組織を敦賀事業本部へ移管する。

(4) 拠点組織の階層構造の削減と再編

拠点により設置されている「センター」等を廃止して階層を削減するとともに、各層の再編及び業務所掌の見直しを行い、拠点組織の階層構造を「所長—部長—課長」の3階層（青森と人形峠は所長—課長の2階層）に統一する。また、(3)のとおり各拠点の調達業務を本部の財務契約部へ集約する。

また、ふげん及びもんじゅについては、(2)、(3)のとおり、敦賀廃止措置実証部門を廃止し、敦賀廃止措置実証本部の保安管理組織を敦賀事業本部へ移管する。

3. 保安規定改正の理由と効果

理事長の下に「最高安全・核セキュリティ責任者」を新設し、機構の原子力施設の保安に係る業務の最高責任者として理事長を補佐する。これにより、理事長のトップマネジメントがより強化される。

理事長のトップマネジメントの直下において、所長が拠点における全ての権限を有し、拠点事業の執行責任を担う体制とする。加えて、拠点組織は、所長の下、保安活動を実施する課長とそれを統括する部長に整理する。これらにより、責任の所在の明確化、意思決定の迅速化が図られ、各拠点の保安活動のガバナンスが強化される。

安全管理について機構横断的な活動を統理し、安全管理に係る理事長指示に基づく必要な措置（指示・命令）を講ずる権限を有する安全・核セキュリティ統括本部長を担う安全・核セキュリティ統括本部担当理事が、各拠点の管理責任者をも一元化して担う。これらにより、拠点の品質マネジメントシステムに必要なプロセスを管理し、その維持等をより確実に実施できる体制として、各拠点とも同一の水準で、安全管理に関するガバナンスが強化される。

以上